

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額

ブックビルディング方式による募集 45,050,000 円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 1,771,260,000 円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 273,586,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【募集の方法】

2025 年 12 月 4 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は 2025 年 11 月 27 日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集株式を含む当社普通株式について、2025 年 12 月 15 日(月)に東京証券取引所(以下「取引所」という。)グロース市場への上場を予定しております。当社普通株式は既に 2023 年 11 月 29 日付で TOKYO PRO Market に上場しておりますが、本募集は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行うことから、当該仮条件及び発行価格は、TOKYO PRO Market における過去、現在又は将来の当社普通株式の価格又は気配値と一致又は連動しない可能性があります。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	45,050,000	24,380,000
計(総発行株式)	50,000	45,050,000	24,380,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025 年 11 月 11 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 12 月 4 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,060 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 53,000,000 円となります。なお、想定発行価格は当社の企業価値等に基づき算出したものであり、TOKYO PRO Market における当社普通株式の価格又は気配値を示すものではありません。

6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2025 年 12 月 5 日(金) 至 2025 年 12 月 10 日(水)	未定 (注)4.	2025 年 12 月 14 日(日)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025 年 11 月 27 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 12 月4日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025 年 11 月 27 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び 2025 年 12 月4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2025 年 11 月 11 日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025 年 12 月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2025 年 12 月 15 日(月)(以下「グロース市場上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、グロース市場上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込みに先立ち、2025 年 11 月 28 日から 2025 年 12 月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針について引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025 年 12 月 14 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 引受株式数については、2025 年 11 月 27 日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025 年 12 月 4 日)に元引受契約を締結する予定であります。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方 式	258,100	273,586,000	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号 野村證券株式会社 258,100 株
計(総売出株式)	—	258,100	273,586,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,060 円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

なお、当社普通株式は 2023 年 11 月 29 日付で TOKYO PRO Market に上場しておりますが、東京証券取引所グロース市場上場(売買開始)日の前日(2025 年 12 月 14 日(日))付で TOKYO PRO Market について上場廃止となる予定です。

TOKYO PRO Market について上場廃止となるまでの間、当社普通株式は TOKYO PRO Market において上場銘柄として取り扱われますが、TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引状況及び本書提出日現在の当社の株主が本書提出日からグロース市場上場(売買開始)日の前日までの期間中、当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない旨を約束している点(詳細につきましては、後記「3. ロックアップについて(1)」をご参照ください。)等を勘案し、本募集並びに引受人の買取引受による売出しについては、発行価格及び売出価格決定日時点の TOKYO PRO Market における当社普通株式の終値を基準とした発行価格及び売出価格の決定は行わず、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式により決定する予定です。

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である河田憲二(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、258,100 株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2026 年 1 月 9 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2025 年 12 月 15 日から 2026 年1月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(1)TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引(気配表示を含む。)がブックビルディング方式による発行価格及び売
出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関し、売
出人かつ貸株人である河田憲二、売出人である内木場隼及び当社株主である上総尚吾、行田耕介、井口亮、仲川周、原正行、
石田遼介、小野瀬晃祐、原裕太郎、鈴木洋輝、大友裕樹、株式会社サプライズコレクション、田澤龍征、若月優磨、坂野力、今
井大弥、毛山秀真、玉山功貴、小宮山享、鹿秀成、林久晶、池澤茜、佐々木駿及び野崎祐並びに当社新株予約権者である金
子英司、小川祐未、鈴木雄太及び池田直輝は、主幹事会社に対して、本書提出日から当社普通株式に係る TOKYO PRO
Market からの上場廃止予定日である 2025 年 12 月 14 日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普
通株式(当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。)の売却等又はこれらにかかる注文を行
わない旨を約束しております。

(2)本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である河田憲二及び当社株主である上総尚
吾、行田耕介、井口亮、仲川周、原正行、石田遼介、小野瀬晃祐、原裕太郎、鈴木洋輝、大友裕樹、株式会社サプライズコレク
ション、田澤龍征、若月優磨、坂野力、今井大弥、毛山秀真、玉山功貴、小宮山享、鹿秀成、林久晶、池澤茜、佐々木駿及び野
崎祐並びに当社新株予約権者である金子英司、小川祐未、鈴木雄太及び池田直輝は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日
からグロース市場上場(売買開始)日(当日を含む。)後 180 日目の 2026 年6月 12 日までの期間中、主幹事会社の事前の書
面による同意なしには、当社普通株式(潜在株式を含む)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロット
メントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会
社が取得すること等は除く。)は行わない旨合意しております。

また、売出人である内木場隼は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日からグロース市場上場(売買開始)日(当日を含む。)
後 90 日目の 2026 年3月 14 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式(潜在株式を含
む)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等は除く。)は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日からグロース市場上場(売買開始)日(当日を含む。)後 180 日目の
2026 年6月 12 日までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若
しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本
募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限
を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、2025年6月の第三者割当により当社普通株式の割当を受けた者（大友裕樹、仲川周、小野瀬晃祐、原正行、原裕太郎、鈴木洋輝、石田遼介、田澤龍征、井口亮、若月優磨、坂野力、玉山功貴、毛山秀真、池澤茜、鹿秀成、野崎祐、小宮山享、佐々木駿、上総尚吾及び林久晶）との間で、割当てを受けた株式を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を、また、第3回、第4回及び第5回新株予約権の割当を受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	1,122,750	885,982	1,338,730	2,995,068	5,440,231
経常利益 (千円)	187,851	55,029	155,550	398,970	521,776
当期純利益 (千円)	144,111	28,802	103,565	282,562	378,207
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
発行済株式総数 (株)	200	200	20,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	116,389	145,192	249,643	532,206	910,414
総資産額 (千円)	472,348	652,718	1,506,156	2,069,769	2,646,634
1株当たり純資産額 (円)	581,946.76	725,961.41	12,437.90	66.42	113.69
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	720,558.72	144,014.65	5,178.28	35.32	47.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	34.82	46.60

自己資本比率	(%)	24.6	22.2	16.5	25.7	34.4
自己資本利益率	(%)	391.3	22.0	52.6	72.4	52.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	7.5	5.6
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△29,603	△169,158	481,229	859,599
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△104,236	△457,694	△47,636	△221,707
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	164,111	693,514	62,102	△43,710
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	249,003	315,664	811,359	1,405,541
従業員数	(人)	4	13	24	58	115
(外、平均臨時雇用者数)		(一)	(一)	(7)	(5)	(6)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は 2022 年 1 月 14 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。第 12 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

3. 当社は 2023 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。第 13 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

4. 当社は 2025 年 10 月 14 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っております。第 13 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

6. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

7. 第 10 期及び第 11 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第 12 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は期末において非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第 13 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、当社は 2023 年 11 月 29 日に TOKYO PRO Market に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

8. 株価収益率は第 10 期、第 11 期及び第 12 期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

また、第 14 期において期中での売買実績がなく当該株価がないため、期末日前直近の日における株価を用いて算定しております。

9. 第 10 期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

11. 主要な経営指標等の推移のうち、第 13 期及び第 14 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令 59 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、新月有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、第 10 期、第 11 期の財務諸表については、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算定した各数値を記載しております。第 12 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令 59 号)に基づき作成しております。また、当該数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定による監査証明を受けておりません。

12. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を第 12 期の期首から適用しており、第 12 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

13. 当社は、2022 年 1 月 14 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割、2023 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割及び 2025 年 10 月 14 日付で普通株式 1 株につき 4 株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(2012 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第 10 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第 10 期、第 11 期及び第 12 期の数値(1 株当たり配当額についてはすべての数値)については、新月有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
1 株当たり純資産額 (円)	14.55	18.15	31.10	66.42	113.69
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり当期純利益 (円)	18.01	3.60	12.95	35.32	47.28
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	34.82	46.60

【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025 年9月 30 日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
159 (6)	31.1	1.5	6,485

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

4. 最近日までの1年間に於いて従業員数が 58 人増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度					
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2		労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1		
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
	9.09	0	0	56.2	57.8

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成 3 年法律第 76 号)の規

定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成 3 年

労働省令第 25 号)第 71 条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

【所有者別状況】

2025 年9月 30 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満株
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	株式の状況 (株)
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	24	25	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	18	—	—	20,315	20,333	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	0.09	—	—	99.91	100	—

(注) 当社は、2025 年9月 17 日開催の取締役会決議により、2025 年 10 月 14 日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。なお、2025 年 10 月 14 日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

2025 年 10 月 14 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満株
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	式の状況 (株)
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	24	25	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	72	—	—	81,260	81,332	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	0.09	—	—	99.91	100	—